

第2号様式(第10条関係)

令和 6 年 4 月 26 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島袋 大



令和5年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和5年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和5年度 政務活動費収支報告書

議員名 島袋 大

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	18,450	新聞購読料
事 務 所 費	857,421	家賃 水道料 電気料
事 務 費	201,343	固定電話 携帯電話 コピーカウント代 リコーリース代 リコープロバイダー代 NHK受信料
人 件 費	850,516	月給 労働保険料
合 計	1,927,730	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領収証 島袋 大 様 No. _____

金額	1	3	0	7	5	—	—	—	—
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

但し 2023年 4月分 1/2
2023年 4月 30日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額 2848
消費税額(8%) 227
税抜金額
消費税額(8%)

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣 睦雄
登録番号 T.5810.1167.2231

GRO96923

4月分 (1/2)

領収証 島袋 大 様 No. _____

金額	1	3	0	7	5	—	—	—	—
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

但し 2023年 5月分 1/2
2023年 5月 31日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額 2848
消費税額(8%) 227
税抜金額
消費税額(8%)

琉球新報根差部販売店
電話 850-1365
新垣 睦雄
登録番号 T.5810.1167.2231

GRO96923

5月 (1/2)

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領収証 鳥袋 大 様 No. _____

金額	1	3	0	7	3				
----	---	---	---	---	---	--	--	--	--

但し、2023年6月5日
2023年6月30日 上記正に

内訳
税抜金額 5848
消費税額(8%) 227
税抜金額
消費税額(%)

琉球新報根差部販売
電話 850-1365
新垣睦雄

登録番号 T5810116782831

GR096923

6月分 (1/2)

領収証 鳥袋 大 様 No. _____

金額	1	3	0	7	3				
----	---	---	---	---	---	--	--	--	--

但し、2023年7月5日
2023年7月31日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額 5848
消費税額(8%) 227
税抜金額
消費税額(%)

琉球新報根差部販売
電話 850-1365
新垣睦雄

登録番号 T5810116782831

GR096923

7月分 (1/2)

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領収証 鳥袋 大 様 No. _____

金額	3,075	×
----	-------	---

但し、2023年10月分(1/2) *軽減税率対象(新聞定期購読)
 2023年 10月 31日 上記正に領収いたしました

内訳
 税抜金額 2,848
 消費税額(8%) 227

琉球新報根差部販売店
 電話 850-1365
 新垣 睦雄

登録番号 T5810116782831

6R096923

10月分 (1/2)

領収証 鳥袋 大 様 No. _____

金額	3,075	×
----	-------	---

但し、2023年11月分(1/2) *軽減税率対象(新聞定期購読)
 2023年 11月 30日 上記正に領収いたしました

内訳
 税抜金額 2,848
 消費税額(8%) 227

琉球新報根差部販売店
 電話 850-1365
 新垣 睦雄

登録番号 T5810116782831

6R096923

11月分 (1/2)

資料購入費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(新聞購読料)

領収証 島袋 大 様 No. _____

金額	3075	×
----	------	---

但し、2023年12月分として 軽減税率対象(新聞定期購読)
2023年12月31日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額
消費税額(8%)
税抜金額
消費税額(8%)

琉球新報根差部販売
電話 850-1365
新垣 睦 雄
登録番号 T5810116782831

6R09923

12月分 (1/2)

領収証 島袋 大 様 No. _____

金額	3075	×
----	------	---

但し、2024年1月分として 軽減税率対象(新聞定期購読)
2024年1月31日 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額 2848
消費税額(8%) 227
税抜金額
消費税額(8%)

琉球新報根差部販売
電話 850-1365
新垣 睦 雄
登録番号 T5810116782831

6R09923

1月分 (1/2)

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

領収証		島袋 大 様		No. _____				
金額				3	0	7	5	×
但し、2024年2月分として、軽減税率対象(新聞定期購読)						2024年2月29日 上記正に領収いたしました		
内訳						琉球新報根差部販売店		
税抜金額	28,480					電話 850-1365		
消費税額(8%)	2,278					新垣 睦雄		
税抜金額						登録番号 T5810116782831		
消費税額(%)						GR096923		

2月分 (1/2)

領収証		島袋 大 様		No. _____				
金額				3	0	7	5	×
但し、2024年3月分として、軽減税率対象(新聞定期購読)						2024年3月31日 上記正に領収いたしました		
内訳						琉球新報根差部販売店		
税抜金額	28,480					電話 850-1365		
消費税額(8%)	2,278					新垣 睦雄		
税抜金額						登録番号 T5810116782831		
消費税額(%)						GR096923		

3月分 (1/2)

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(4月分~9月分)	744,000	1/2	372,000
毎月払	家賃(10月分~3月分)	744,000	1/2	372,000
4/26	電気料金(4月分)	12,910	その他	3,037
5/24	電気料金(5月分)	11,203	1/2	5,601
6/26	電気料金(6月分)	17,047	1/2	8,523
7/26	電気料金(7月分)	27,676	1/2	13,838
8/28	電気料金(8月分)	22,419	1/2	11,209
9/25	電気料金(9月分)	18,155	1/2	9,077
10/25	電気料金(10月分)	24,479	1/2	12,239
11/24	電気料金(11月分)	19,043	1/2	9,521
12/25	電気料金(12月分)	13,793	1/2	6,896
1/29	電気料金(1月分)	15,177	1/2	7,588
2/26	電気料金(2月分)	11,274	1/2	5,637
3/25	電気料金(3月分)	18,221	1/2	9,110
5/29	水道料金(4月分)	1,892	その他	739
6/23	水道料金(5月分)	1,892	1/2	946
7/31	水道料金(6月分)	1,892	1/2	946
8/25	水道料金(7月分)	1,892	1/2	946
9/19	水道料金(8月分)	1,892	1/2	946
10/2	水道料金(9月分)	1,892	1/2	946
11/27	水道料金(10月分)	1,892	1/2	946
1/29	水道料金(11月分)	1,892	1/2	946
1/17	水道料金(12月分)	1,892	1/2	946
3/4	水道料金(1月分)	1,892	1/2	946
3/19	水道料金(2月分)	1,892	1/2	946
4/17	水道料金(3月分)	1,892	1/2	946
事務所費 充当合計				857,421

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(事務所家賃料)

05-04-05	200	*125,0000S.イ7セルビル	4月分
05-05-08	200	*125,0000S.イ7セルビル	5月分
05-06-05	200	*125,0000S.イ7セルビル	6月分
05-07-05	200	*125,0000S.イ7セルビル	7月分
05-08-07	200	*125,0000S.イ7セルビル	8月分
05-09-05	200	*125,0000S.イ7セルビル	9月分

1/2 計上

月額 125,000 円のうち、チリ処理代 1,000 円が含まれているので

$$124,000 \text{ 円} \div 2 = 62,000$$

$$62,000 \times 6 \text{ か月分} = 372,000$$

¥372,000 充当



事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(事務所家賃料)

05-10-05	200	*125,000OS.イケルビル	10月
05-11-06	200	*125,000OS.イケルビル	11月
05-12-05	200	*125,000OS.イケルビル	12月
06-01-05	200	*125,000OS.イケルビル	1月
06-02-05	200	*125,000OS.イケルビル	2月
06-03-05	200	*125,000OS.イケルビル	3月

1/2 計上

月額 125,000 円のうち、チリ処理代 1,000 円が含まれているので

$$124,000 \text{ 円} \div 2 = 62,000$$

$$62,000 \times 6 \text{ か月分} = 372,000$$

¥372,000 充当



事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		領収金額	12,910円
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	R 5年 4月分	
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	4月26日	
電気番号	24038-102-1-5	料金	11,348円	
契約種別	従量電灯	再エネ賦課金	1,562円	
検針日	4月17日	精算金額		
料金算定期間	3月14日～ 4月16日	契約超過金		
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	消費税 再掲	1,173円	
ご指定預金口座				
口座名義	島袋 大 様			

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	453kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	12314.61		
燃料費調整額	-1368.08		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

(参考) 託送料金相当額 (再掲) 4,946円

沖縄電力株式会社

$12,910 \times 16/34 \times 1/2 = 3,037$

4月分 (日割り) 3,037円

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様	料金月分	R. 5年 5月分
電気の ご使用場所	豊見城市字根差部727 エクセルビル 207	振替日	5月24日
電気番号	24038- 102-1-5	領収金額	11,203円
契約種別	従量電灯	料金	10,607円
検針日	5月15日	再エネ賦課金	596円
料金算定期間	4月17日～ 5月14日	精算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座		消費税 再掲	1018円
口座名義	島袋 大 様		
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	426kWh		
<基本料金>			
常 時	402.40		
<使用料金>			
電力量料金	11491.92		
燃料費調整額	-1286.54		
印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済	(参考) 託送料金相当額 (再掲)	5,567円	
		沖縄電力株式会社	

(1/2) 計上 5月分

11,203 円 ÷ 2 = 5,601

¥5,601

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様	料金月分	5年 6月分
電気の	豊見城市字根差部727	振替日	6月26日
ご使用場所	エクセルビル 207	領収金額	17,047円
電気番号	24038- 102-1-5	料金	16,289円
契約種別	従量電灯	再エネ賦課金	758円
検針日	6月14日	精算金額	
料金算定期間	5月15日～ 6月13日	契約超過金	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	消費税 再掲	1,549円
ご指定預金口座			
口座名義	島袋 大 様		
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	542kWh		
<基本料金>			
常 時	505.67		
<使用料金>			
電力量料金	19015.40		
燃料費等調整額	-3231.73		
印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済		(参考) 託送料金相当額 (再掲)	7,083円
			沖縄電力株式会社

(1/2) 計上 6月分

17,047 円 ÷ 2 = 8,523

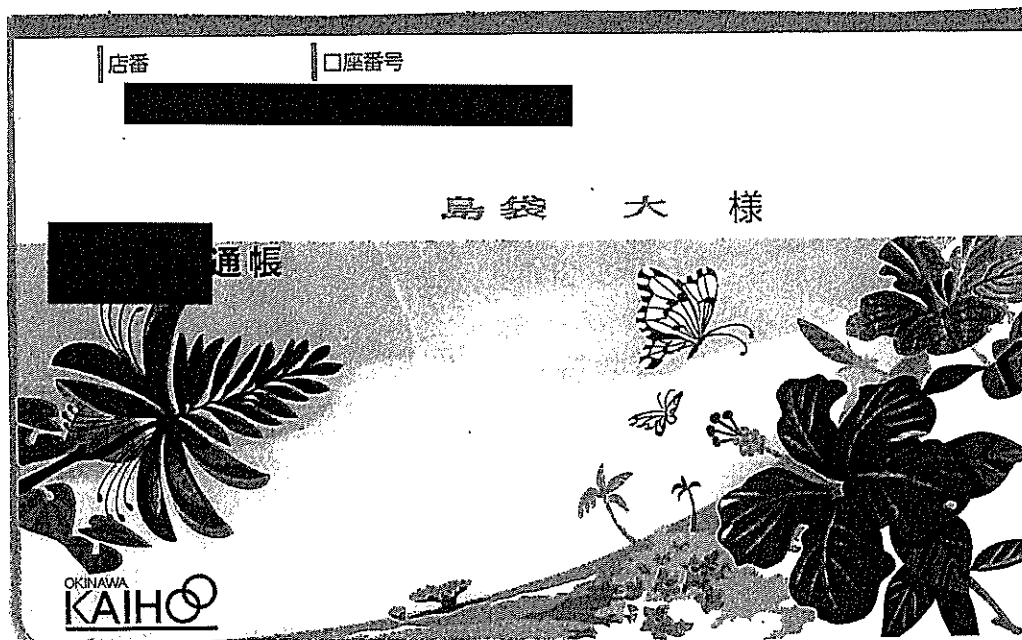
¥8,523

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

05-07-26 | 200 | *27,676 | オキナワ電力株式会社 | 7月分



領収書紛失のため、通帳引き落とし明細添付します。

(1/2) 計上 7月分

27,676 円 ÷ 2 = 13,838

¥13,838

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		
電気の ご使用場所	豊見城市字根差部727 エクセルビル 207	料金月分R	5年 8月分
電気番号	24038-102-1-5	振替日	8月28日
契約種別	従量電灯	領収金額	22419円
検針日	8月18日	料金	21423円
料金算定期間	7月17日～ 8月17日	再エネ賦課金	996円
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	精算金額	
ご指定預金口座		契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	消費税 再掲	2038円

<料金内訳>

<使用量> 使用量合計	712kWh		
<基本料金> 常 時	640.75		
<使用料金> 電力量料金	32224.58		
燃料費等調整額	-11441.77		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

(参考) 託送料金相当額 (再掲) 9,305円

沖縄電力株式会社

(1/2) 計上 8 月分

22,419 円 ÷ 2 = 11,209

¥11,209

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	R. 5年 9月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	9月25日
電気番号	24038-102-1-5	領収金額	18155円
契約種別	従量電灯	料金	17296円
検針日	9月14日	再エネ賦課金	859円
料金算定期間	8月18日～9月13日	精算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座		消費税 再掲	1650円
口座名義	島袋 大 様	取	

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	614kWh		
<基本料金>			
常 時	640.75		
<使用料金>			
電力量料金	27560.76		
燃料費等調整額	-10904.67		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

(参考) 託送料金相当額 (再掲)

8,024円

沖縄電力株式会社

(1/2) 計 9月分

18,155 円 ÷ 2 = 9,077

¥9,077

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		料金月分	R. 5年10月分
電気の ご使用場所	豊見城市字根差部727 エクセルビル 207	振替日	10月25日	
電気番号	24038- 102-1-5	領収金額	24479円	
契約種別	従量電灯	料金	23464円	
検針日	10月16日	再エネ賦課金	1015円	
料金算定期間	9月14日～10月15日	精算金額		
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金		
ご指定預金口座		消費税10%※	2225円	
口座名義	島袋 大 様			

※消費税等相当額は再掲です。

<料金内訳>	
<使用量>	
使用量合計	725kWh
<基本料金>	
常 時	640.75
<使用料金>	
電力量料金	32843.25
燃料費等調整額	-10019.55

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

(参考) 託送料金相当額 (再掲)

9,475円

沖縄電力株式会社
登録番号 T3360001008565

(1/2) 計上 10 月分

24479 円 ÷ 2 = 12,239

¥ 12,239

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	5年11月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	11月24日
電気番号	24038- 102-1-5	領収金額	19,043円
契約種別	従量電灯	料金	18,231円
検針日	11月14日	再エネ賦課金	812円
料金算定期間	10月16日~11月13日	内精算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座		消費税10%※	1,731円
口座名義	島袋 大 様	訳	
※消費税等相当額は再掲です。			
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	580kWh		
<基本料金>			
常 時	640.75		
<使用料金>			
電力量料金	25942.70		
燃料費等調整額	-8351.98		
印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済		(参考) 託送料金相当額 (再掲)	7,580円
		沖縄電力株式会社	
		登録番号 T3360001008565	

(1/2) 計上 11 月分

19,043 円 ÷ 2 = 9,521

¥9,521

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	5年12月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	12月25日
電気番号	24038-102-1-5	領収金額	13,793円
契約種別	従量電灯	料金	13,186円
検針日	12月14日	再エネ賦課金	607円
料金算定期間	11月14日~12月13日	精算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	-
ご指定預金口座		消費税10%※	1,253円
口座名義	島袋 大 様		

※消費税等相当額は再掲です。

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	434kWh		
<基本料金>			
常 時	640.75		
<使用料金>			
電力量料金	18994.56		
燃料費等調整額	-6449.17		

印紙税申告納
付につき北那覇
税務署承認済

(参考) 託送料金相当額 (再掲)

5,672円

沖縄電力株式会社
登録番号 T3360001008565

(1/2) 計上 12 月分

13,793 円 ÷ 2 = 6,896

¥6,896

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電気料金領収証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	R 6年 1月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	1月29日
電気番号	24038- 102-1-5	領収金額	15177円
契約種別	従量電灯	料金	14514円
検針日	1月18日	再エネ賦課金	663円
料金算定期間	12月14日～ 1月17日	精算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座		消費税10%※	1379円
口座名義	島袋 大 様		
※消費税等相当額は再掲です。			
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	474kWh		
<基本料金>			
常 時	640.75		
<使用料金>			
電力量料金	20898.16		
燃料費等調整額	-7024.58		
印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済		課税対象額10% (再掲)	15,177円
		課税対象外 (再掲)	0円
		(参考) 託送料金相当額 (再掲)	6,195円
		沖縄電力株式会社	
		登録番号 T3360001008565	

(1/2) 計上1月分

15,117円 ÷ 2 = 7,588

¥7,588

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証

日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。
下記のとおり電気料金を領収いたしました。

お客さま名	島袋 大 様		
電気の	豊見城市字根差部727	料金月分	R 6年 2月分
ご使用場所	エクセルビル 207	振替日	2月26日
電気番号	24038-102-1-5	領収金額	11,274円
契約種別	従量電灯	料金	10,773円
検針日	2月14日	再エネ賦課金	501円
料金算定期間	1月18日～ 2月13日	精算金額	
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	契約超過金	
ご指定預金口座		消費税10%※	1,024円
口座名義	島袋 大 様		

※消費税等相当額は再掲です。

<料金内訳>

<使用量>			
使用量合計	358kWh		
<基本料金>			
常 時	640.75		
<使用料金>			
電力量料金	15377.72		
燃料費等調整額	-5244.58		

印紙税申告納 付につき北那覇 税務署承認済	課税対象額10% (再掲) 11,274円 課税対象外 (再掲) 0円 (参考) 託送料金相当額 (再掲) 4,679円
-----------------------------	---

沖縄電力株式会社
登録番号 T3360001008565

(1/2) 計上2月分

11,274 円 ÷ 2 = 5,637

¥5,637

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(電気代)

電 気 料 金 領 収 証			
日頃は格別のお引き立てをいただきまことにありがとうございます。			
下記のとおり電気料金を領収いたしました。			
お客さま名	島袋 大 様		
電気の ご使用場所	豊見城市字根差部727 エクセルビル 207	料金月分R	6年 3月分
電気番号	24038-102-1-5	振替日	3月25日
契約種別	従量電灯	領収金額	18221円
検針日	3月14日	料金	17439円
料金算定期間	2月14日～3月13日	再エネ賦課金	782円
ご指定金融機関	沖縄海邦銀行	精算金額	
ご指定預金口座		契約超過金	
口座名義	島袋 大 様	消費税10%※	1656円
※消費税等相当額は再掲です。			
<料金内訳>			
<使用量>			
使用量合計	559kWh		
<基本料金>			
常 時	640.75		
<使用料金>			
電力量料金	24943.31		
燃料費等調整額	-8144.50		
		課税対象額10% (再掲)	18,221円
		課税対象外 (再掲)	0円
		(参考) 託送料金相当額 (再掲)	7,306円
			沖繩電力株式会社
			登録番号 T3360001008565

(1/2) 計上3月分

18,221 円 ÷ 2 = 9,110 ¥9,110

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5年 5月10日 発行

水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和 5年 6月12日
〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 5年 3月25日から 令和 5年 4月25日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	令和 5年 4月分	
使用水量	2 m ³	
上水道料金	1,320 円	
下水道料金	572 円	
合計金額	1,892 円	

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したもので、領収日付印のないものは無効です。

収納代行 DSK電算システム
豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

領収日付印 2023.05.23

$$1,892 \times 25/32 \times 1/2 = 739$$


上下水道料金納付書兼領収証
令和 5年 6月12日 発行

水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和 5年 7月10日
〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 5年 4月25日から 令和 5年 5月25日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	令和 5年 5月分	
使用水量	1 m ³	
上水道料金	1,320 円	
下水道料金	572 円	
合計金額	1,892 円	

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したもので、領収日付印のないものは無効です。

収納代行 DSK電算システム
豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

領収日付印 2023.6.23

5月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

4月分(日割り) 739円

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5年 7月10日 発行


水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和 5年 8月10日

〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 5年 5月25日から 令和 5年 6月25日まで
用途	家事用 整理番号 086227
測定月	令和 5年 6月分
使用水量	2 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

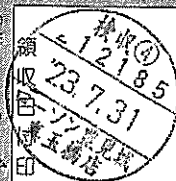
豊見城市長  豊見城市水道事業 豊見城市水道事業 豊見城市水道事業 市長印

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの、領収印のないものは無効です。

収納代行 DSK電算システム



豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要) (お客様保存)

6月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5年 8月10日 発行


水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和 5年 9月11日

〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 5年 6月25日から 令和 5年 7月25日まで
用途	家事用 整理番号 086227
測定月	令和 5年 7月分
使用水量	2 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	1,892 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

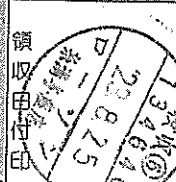
豊見城市長  豊見城市水道事業 豊見城市水道事業 豊見城市水道事業 市長印

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものの、領収印のないものは無効です。

収納代行 DSK電算システム



豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要) (お客様保存)

7月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
令和 5年 9月11日 発行

水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和 5年10月10日
〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 5年 7月25日から 令和 5年 8月25日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	令和 5年 8月分	
使用水量	2 m ³	
上水道料金	1,320 円	
下水道料金	572 円	
合計金額	1,892 円	

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 豊見城市水道事業 市長印
上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

*この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。
*料金を訂正したものの、領収日付印のないものは無効です。
収納代行 DSK電算システム
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要) (お客様保存)

23.9.19

8月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

上下水道料金窓口納付領収証 (お客様控)
登録番号:T6800020003210 令和 5年10月 2日 発行

水栓番号 35-0546-008
納付期限 令和 5年10月 2日
〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 5年 8月25日から 令和 5年 9月27日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	令和 5年 9月分	
使用水量	1 m ³	
上水道料金	1,320 円	
下水道料金	572 円	
引受手数料	0 円	
合計金額	0%対象 1,892円(内税 172円) 円	

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 豊見城市水道事業 市長印
上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

TEL 098-850-0026 FAX 098-850-2670
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地【3F】

23.10.02

9月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

事務所費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
登録番号:T6800020003210 令和 5年11月10日 発行

水検番号 35-0546-008
納付期限 令和 5年12月11日
〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 5年 9月27日から 令和 5年10月26日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 5年10月分
使用水量	3 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
合計金額	10%対象 1,892円(内税) 172円(寄)

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 豊見城市水道事業 豊見城市長印

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものは無効です。

収納代行 DSK電算システム
△ 豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

領収⑤
212185
23.11.27
ローソン豊見城
印 玉橋店

10月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

上下水道料金納付書兼領収証
登録番号:T6800020003210 令和 6年 1月22日 発行

水検番号 35-0546-008
納付期限 令和 6年 2月 1日
〒901-0205
根差部727番地
エクセルビル207
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	令和 5年10月26日から 令和 5年11月25日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	令和 5年11月分
使用水量	2 m ³
上水道料金	1,320 円
下水道料金	572 円
督促手数料	100 円
合計金額	10%対象 1,892円(内税) 172円(寄)

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 豊見城市水道事業 豊見城市長印

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

※料金を訂正したものは無効です。

収納代行 DSK電算システム
△ 豊見城市水道事業
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

領収⑤
212185
24.1.29
ローソン豊見城
印 美玉橋店

11月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

督促料 100 円は計上せず

事務所費


充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
登録番号: T6800020003210 令和 6年 1月10日 発行

水栓番号	35-0546-008		
納付期限	令和 6年 2月13日		
〒901-0205 根差部727番地 エクセルビル207 島袋 大 様			
設置場所根差部727番地			
使用期間	令和 5年11月25日から 令和 5年12月23日まで		
用途	家事用	整理番号	086227
調定月	令和 5年12月分		
使用水量	1 m ³		
上水道料金	1,320 円		
下水道料金	572 円		
合計金額	10%対象	1,892円(内税)	172円(印)

上記の金額を納付してください。(消費税込)

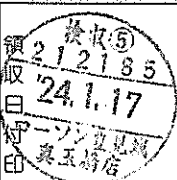
豊見城市長  豊見城市水道事業 豊見城市長印

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

*この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

*料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。

収納代行: DSK冠林システム



TEL: 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)


12月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

上下水道料金納付書兼領収証
登録番号: T6800020003210 令和 6年 2月13日 発行

水栓番号	35-0546-008		
納付期限	令和 6年 3月11日		
〒901-0205 根差部727番地 エクセルビル207 島袋 大 様			
設置場所根差部727番地			
使用期間	令和 5年12月23日から 令和 6年 1月24日まで		
用途	家事用	整理番号	086227
調定月	令和 6年 1月分		
使用水量	3 m ³		
上水道料金	1,320 円		
下水道料金	572 円		
合計金額	10%対象	1,892円(内税)	172円(印)

上記の金額を納付してください。(消費税込)

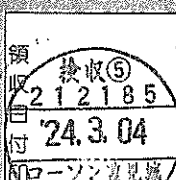
豊見城市長  豊見城市水道事業 豊見城市長印

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

*この領収証は後日の紛争をさけるため5年間保存してください。

*料金を訂正したものの領収日付印のないものは無効です。

収納代行: DSK冠林システム



TEL: 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

1月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

事務所費


充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(水道料)

上下水道料金納付書兼領収証
登録番号:T6800020003210 令和 6年 3月11日 発行

水栓番号	35-0546-008		
納付期限	令和 6年 4月10日		
〒	901-0205		
根差部727番地			
エクセルビル207			
島袋 大 様			
設置場所 根差部727番地			
使用期間	令和 6年 1月24日から 令和 6年 2月23日まで		
用途	家事用	整理番号	086227
調定月	令和 6年 2月分		
使用水量	1 m ³		
上水道料金	1,320 円		
下水道料金	572 円		
合計金額	10%対象	1,892円(内税)	172円(印)

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長  豊見城市水道事業 豊見城市長印

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

※この領収証は後日の紛争をさけるため3年間保存してください。

※料金を訂正したものは領収日付印のないものは無効です。

(収納代行)DSK電算システム

△豊見城市水道事業
TEL: 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

領収日付印 2024.3.19


2月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

上下水道料金窓口納付領収証 (お客様控)
登録番号:T6800020003210 令和 6年 4月17日 発行

水栓番号	35-0546-008		
納付期限	令和 6年 4月17日		
〒	901-0205		
根差部727番地			
エクセルビル207			
島袋 大 様			
設置場所 根差部727番地			
使用期間	令和 6年 2月23日から 令和 6年 3月26日まで		
用途	家事用	整理番号	086227
調定月	令和 6年 3月分		
使用水量	7 m ³		
上水道料金	1,320 円		
下水道料金	572 円		
管理手数料	0 円		
合計金額	10%対象	1,892円(内税)	172円(印)

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長  豊見城市水道事業 豊見城市長印

△豊見城市水道事業
TEL: 098-850-0026 FAX: 098-850-2670
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地(3F)

上記のとおり領収しました。
豊見城市水道事業企業出納員

収納代行 DSK電算システム

収入印紙不要

※この領収証は後日の紛争をさけるため3年間保存してください。
※料金を訂正したものは領収日付印のないものは無効です。

領収日付印 2024.3.19

3月分

$$1,892 \text{ 円} \div 2 = 946$$

事務所概要申告票

議員名 島袋 大

1. 物件の所在

住所	豊見城市字根差部727 エセルビル207号	
電話番号	098-850-1692	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [和興住宅]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

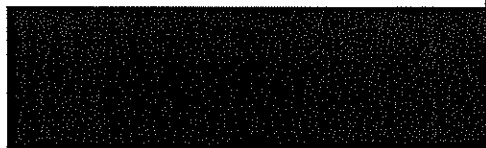
賃借人 沖縄県議会議員

島袋 大



賃借人 氏名

住所



事務所費充当状況申告票

議員名 島袋 大

1. 事務所の状況

住所	豊見城市字根差部727 エクセルビル207号
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

◎自由民主党沖縄県豊見城市区第二支部事務所として使用している為

◎125,000円の月額家賃の中のチリ処理代(1,000)差し引く

124,000円(1/2) 充当割合 62,000円

(関係経費)

家賃(月額)	120,000 円	
その他	共益費	4,000
	チリ処理代	1,000

(充当額)

家賃(月額)	60,000 円	
その他	共益費	2,000
	チリ処理代	0

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 島袋 大



事業用貸借契約書

店舗用

契約期間

自 令和4年4月1日

至 令和6年3月31日

物件名 エクセルビル (207号)

賃貸人

賃借人 島袋 大

沖縄県知事免許 (8) 第 2698 号

和興住宅

〒901-0153 那覇市字宇栄原950 平良アパート101

電話 098-857-7220 FAX 098-857-7999

事業用賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と借主 島袋 大 (以下「乙」という。) はこの契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	エクスセルビル			2階	207号室
	所 在 地	沖縄県豊見城市字根差部727番地				
	構 造	鉄骨コンクリート造/陸屋根/6階建				
	種 類	事務所店舗	新築年月	平成5年 3月		
	面 積	36坪				

附 属 施 設	駐 車 場	含む	1台無料 2台目から有料
	車庫証明	含む	車庫証明可能(有料)
	自 転 車 置 場	含まない	
	物 置	含まない	
	専 用 庭	含まない	

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

令和4年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日まで (2年間)

事務所費

頭書(4) 賃料等

賃料	月額120,000円	共益費	月額4,000円	チリ処理代	月額1,000円
敷金	金額240,000円 (賃料2ヵ月)	礼金	金額120,000円 (賃料1ヵ月)	事務手数料	金10,000円
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No.	GTS (H248)		GTS (H248)	
	本数	3本		1本	
賃料等の支払時期		当月分を毎月 5 日に (口座引落)			
賃料等の支払方法	振込	沖縄銀行 [REDACTED] 名義人 [REDACTED]			
	持参	持参先 和興住宅 那覇市宇字栄原950番地 タイラアパート101号			

※ 振込の際の手数料は賃借人の負担とする。

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	高塚 大		
	(自宅) TEL	[REDACTED]		
	(勤め先) TEL	098-866-2754	(会社名・部署名)	沖縄県議会
	(携帯) TEL	[REDACTED]		

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]		
	住所	[REDACTED]		
管理業者	和興住宅			
所在地	那覇市宇字栄原950番地 タイラアパート101号 TEL098(857)7220			

頭書(7) 更新に関する事項

本契約は、契約締結日から2年間有効とする。但し、契約期間満了の2ヶ月前までに甲乙から異論がない場合には、本契約と同一条件でさらに2年間更新されるものとし、その後も同様とする。

頭書(8) 特約事項

- 1 退去の際、賃借人(乙)は本物件を速やかに原状回復し、賃貸人(甲)に引き渡すものとする。尚、ハウスクリーニング、故意的汚損、破損の補修費は、賃借人の負担とする。
- 2 本契約が解約解除し、引渡しの際、造作買取請求権を放棄して原状に戻し返還する事、但し賃借人の所有物が本物件内に放置された場合は、所有権を放棄したとみなし、処分しても異議の申し立てはしない、その費用は、賃借人の自費とし請求するものとする。
- 3 甲が建物の老朽等により新築、改築を行う時、予め六ヶ月前に乙に通知し、契約を解除する事ができる。乙は、明渡しをするに際し、其の事由や名目の何ら係わらず、移転料、立退き料等の請求を一切放棄する。
- 4 近隣住民に迷惑をかけた時、警察当局の介入を生じさせる行為を行ったとき等、本契約を継続する事が困難であると認められるに至った時は、本契約を解除する事が出来る。
- 5 本契約を第三者に転貸及びその権利を譲渡した時、又不正な行為によって入居した時は、契約解除する事が出来る。
- 6 駐車場利用を1台無料とし2台目から有料とする。又、全面道路側駐車場を使用禁止とする。
- 7 本物件の駐車場敷地は、土地賃貸借契約で賃借している敷地の為返還された場合、駐車場が制限される場合があります。
- 8 契約締結時には、総合保険及び保証協会に加入していただき、契約満了後も契約更新すること

借主 豊城大 印

* 電気、水道、ガス等に関するお問合せ (引越し時の精算等) は下記へ、

電気 沖縄電力営業所 電話 9 9 3 - 7 7 7 7

水道 豊見城市上下水道 電話 8 5 0 - 0 0 2 6

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月 日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	098-857-7220 (和興住宅)
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	島袋 大	TEL	携帯 [Redacted]
	住所	豊見城市字鏡波 108798		
連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	携帯 [Redacted]
	住所	[Redacted]		
保証機関	沖縄県那覇市宇天久905番地 全保連株式会社 TEL (098) 866-4901			

		A	B
宅地建物取引業者	商号又は名称	和興住 [Redacted]	商号又は名称
	代表者の氏名	平良清 勘 [Redacted]	代表者の氏名
	主たる事務所所在地・TEL	沖縄県那覇市宇栄原950番地 タイラアパート 101号 TEL 098-857-7220	主たる事務所所在地・TEL
	免許証番号	沖縄県知事(8)第2698号	免許証番号 () 第 号
	免許年月日	令和4年12月2日 [Redacted]	免許年月日 年 月 日
説明をする宅地建物取引主たる者	氏名	[Redacted]	氏名 ⑤
	登録番号	[Redacted]	登録番号 知事第 号
	業務に従事する事務所所在地 TEL	沖縄県那覇市宇栄原950番地 タイラアパート 101号 TEL 098-857-7220	業務に従事する事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、家賃が不当となった場合。
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、家賃が不当となった場合。
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、家賃が不当となった場合。
3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。
4 敷金は全額返還とし乙が本物件を退去後、立会検査、修繕見積後とする。但し30日以内とする。尚、乙の退去後、1年以内に解約清算金を受取りにこなかった場合、その権利を放棄したものとみなす。
5 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(期間違約損害金)

第7条 本契約期間未満に退去する場合は、頭書(4)の賃料1ヶ月分に当たる額を、期間違約損害金として支払わなければならない。

(駐車場及び車庫証明)

第8条 乙は、駐車場を利用する場合、頭書(4)の料金を毎月支払い自らの責任で駐車場所、車輛の管理を行い甲及び管理人の指定する位置に、甲又は、管理人の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。
2 駐車場内に於いて天災地変、盗難、その他の事故による損害については、甲及び管理人は一切の賠償の責任を負わないものとする。
3 駐車場における盗難又は事故、管理等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。
4 頭書(1)で車庫証明付きの場合、1台に対し証明代(30,000円)保証金(20,000円)甲又は管理人に支払わなければならない。但し、本契約解約に際し、本物件の車庫証明抹消手続きが終了したのを確認した上で、甲又は管理人は乙へ無利息で保証金(20,000円)を下記の6条にしたがい返還する。
5 乙は甲に対して証明代、事務手数料を支払い甲又は管理人はこれを承諾した。本金員は甲又は管理人の所得としいかなる場合にも返還しないものとする。
6 乙は、退去後1ヶ月以内に車庫証明の抹消・移動後、抹消時の書類、又は移動先の車庫証明の複写を提示した後、返還するものとする。車庫証明抹消をなさないまま退去された場合には、甲又は管理人は原則として保証金(20,000円)を返還しないものとする。

(禁止又は制限される行為)

- 第 9 条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸、担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
- 3 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 本物件の全部又は一部につき、暴力団員に本物件の使用、賃借権の譲渡又は担保の用に供すること。
- 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第 10 条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第 11 条 甲は、本項第一号から第二号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
 - 二 その他費用が軽微な修繕。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第 1 項第一号から第二号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第 12 条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第 1 号及び第 2 号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを 2 ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
 - 三 銀行取引の停止
 - 四 破産手続きの開始
 - 五 会社整理手続きの開始
 - 六 民事再生手続きの開始
 - 七 会社更生手続きの開始
 - 八 特別清算手続きの開始
 - 九 本契約の外部に看板、その他工作物を承諾なしに取り付けたとき。
 - 十 環境の秩序を破壊する行為を行ったり、15 日以上行方不明となり防火、盗難予防、家屋保存管理等に支障がある場合。
 - 十一 反社会的と認められる団体（暴力団、過激な政治活動集団等）の構成員、準構成員と判明したとき。
 - 十二 警察当局の介入を生じさせる行為を行ったり
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を頭書(2)記載の目的以外の用に供したとき。

- 二 第9条のいずれかの規定に違反したとき。
- 三 入居時に、乙または連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(暴力団等の排除)

第13条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができ乙は本物件を直ちに明渡さなければならない。

- 2 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- 3 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名所、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
- 4 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
- 5 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、売春、覚醒剤、鉄砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
- 6 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度言動によって他の入居者、近隣住民等に不安感や迷惑を与えたとき。

(乙からの解約)

第14条 乙は、甲に対して2ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
- 3 本契約の解約の際、乙は甲に対し移転料、造作買取請求、必要費有益費、償還請求、その他を要求してはならない。

(契約の消滅等)

第15条 都市計画等による建物が取用される場合、または天災地変、火災、火災等の為、家屋が消滅した場合には、本契約は自然消滅するものとする。

- 2 前項にいう場合、また盗難その他当事者に帰すべきでない事由によって蒙った双方の損害に対しては各相手方はその責を負わないものとする。但し、火災の場合に、失火者に故意若しくは重過失のあるときは、その損害を賠償しなければならない。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむをえない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引き渡し当初の原状に戻さなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(損害保険の加入)

第17条 乙は、契約期間は賠償責任特約付のテナント総合保険に加入しなければならない。

(立入り)

第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第 19 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第 20 条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。
- 四 本物件内の模様替え並びに造作及び諸設備を新設・撤去・変更する場合、電話架設・電気・水道等の配線配管等その他の変更をする場合。
- 五 乙の連絡先(携帯番号等)が変更になったとき。

(延滞損害金)

第 21 条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(機関保証及び連帯保証人)

第 22 条 本契約は、全保連株式会社が提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。

- 2 機関保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きを採らなければならない。
- 3 連帯保証人は、本契約各条項を承諾の上、乙が甲に対する本契約に係る一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負うものとする。又、本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。
- 4 連帯保証人が死亡・破産・住所不明又は解散した時、乙は直ちにその旨を甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。その他甲に於いて必要と認める時にも乙は連帯保証人を変更又は追加しなければならない。
- 5 乙が行方不明等により連絡がとれない場合は、連帯保証人にすべてを一任したもののみなし、連帯保証人は乙に代わり全ての処置を行わなければならない。

(免責)

第 23 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第 24 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第 25 条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 26 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。

経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/11	固定電話(4月分)	4,006	1/2	2,003
5/29	固定電話(5月分)	3,972	1/2	1,986
6/29	固定電話(6月分)	3,857	1/2	1,928
7/31	固定電話(7月分)	4,007	1/2	2,003
8/25	固定電話(8月分)	3,866	1/2	1,933
9/27	固定電話(9月分)	3,928	1/2	1,964
10/31	固定電話(10月分)	4,121	1/2	2,060
11/27	固定電話(11月分)	3,961	1/2	1,980
1/17	固定電話(12月分)	3,907	1/2	1,953
1/29	固定電話(1月分)	4,057	1/2	2,028
3/4	固定電話(2月分)	3,903	1/2	1,951
4/10	固定電話(3月分)	4,008	1/2	2,004
5/1	携帯電話(4月分)	10,783	1/2	5,391
5/31	携帯電話(5月分)	9,088	1/2	4,544
6/30	携帯電話(6月分)	10,744	1/2	5,372
7/31	携帯電話(7月分)	10,794	1/2	5,397
8/31	携帯電話(8月分)	10,741	1/2	5,370
9/8	携帯電話(9月分)	15,532	1/2	7,766
10/7	携帯電話(10月分)	13,885	1/2	6,942
11/8	携帯電話(11月分)	16,221	1/2	8,110
12/8	携帯電話(12月分)	13,866	1/2	6,933
1/10	携帯電話(1月分)	13,872	1/2	6,936
2/7	携帯電話(2月分)	13,872	1/2	6,936
3/8	携帯電話(3月分)	13,871	1/2	6,935
4/28	コピーカウント(4月分)	3,410	1/2	1,705
5/31	コピーカウント(5月分)	3,410	1/2	1,705
6/30	コピーカウント(6月分)	3,410	1/2	1,705
7/31	コピーカウント(7月分)	3,410	1/2	1,705
8/31	コピーカウント(8月分)	3,410	1/2	1,705
9/29	コピーカウント(9月分)	3,410	1/2	1,705
10/31	コピーカウント(10月分)	3,410	1/2	1,705
11/30	コピーカウント(11月分)	5,493	1/2	2,746
12/28	コピーカウント(12月分)	3,410	1/2	1,705
1/31	コピーカウント(1月分)	3,410	1/2	1,705
2/29	コピーカウント(2月分)	3,410	1/2	1,705
3/29	コピーカウント(3月分)	4,805	1/2	2,402

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/4	リコージャパンネットリース代(4月分)	10,450	1/2	5,225
5/8	リコージャパンネットリース代(5月分)	10,450	1/2	5,225
6/5	リコージャパンネットリース代(6月分)	10,450	1/2	5,225
7/4	リコージャパンネットリース代(7月分)	10,450	1/2	5,225
8/4	リコージャパンネットリース代(8月分)	10,450	1/2	5,225
9/4	リコージャパンネットリース代(9月分)	10,450	1/2	5,225
10/4	リコージャパンネットリース代(10月分)	10,450	1/2	5,225
11/6	リコージャパンネットリース代(11月分)	10,450	1/2	5,225
12/4	リコージャパンネットリース代(12月分)	10,450	1/2	5,225
1/4	リコージャパンネットリース代(1月分)	10,450	1/2	5,225
2/5	リコージャパンネットリース代(2月分)	10,450	1/2	5,225
3/4	リコージャパンネットリース代(3月分)	10,450	1/2	5,225
毎月払	リコージャパンネットプロバイダー代(4月分~9月分)	9,900	1/2	4,950
毎月払	リコージャパンネットプロバイダー代(10月分~3月分)	9,900	1/2	4,950
4/26	NHK受信料(4月分・5月分)	2,150	1/2	1,075
6/26	NHK受信料(6月分・7月分)	2,150	1/2	1,075
8/28	NHK受信料(8月分・9月分)	2,150	1/2	1,075
10/26	NHK受信料(10月分・11月分)	1,930	1/2	965
12/26	NHK受信料(12月分・1月分)	1,930	1/2	965
2/26	NHK受信料(2月分・3月分)	1,930	1/2	965
事務費 充当合計				201,343

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(固定電話)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行の窓口で現金払いのときは金額をきり取りません。

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 4月ご請求分

金額(円)
¥4,006-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
07369
73.5.11
磯見誠二 タウン
ファミリーマート
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

4 月分

(1/2) ¥2,003

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行の窓口で現金払いのときは金額をきり取りません。

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 5月ご請求分

金額(円)
¥3,972-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
検収④
12185
23.5.29
ワートン豊見城
真玉橋店
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

5 月分

(1/2) ¥1,986

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行の窓口で現金払いのときは金額をきり取りません。

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事
務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 6月ご請求分

金額(円)
¥3,857-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印
出納済
5.6.29
沖縄海邦銀行
真玉橋支店
収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

6 月分

(1/2) ¥1,928

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(固定電話)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場合には、お振替額をお出しください。なお、窓口以外でお支払の場合は切り取り取らなさい。

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 7月ご請求分

金額(円)
¥4,007-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
23.7.31
ローソン見城真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

7月分

(1/2) ¥2,003

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場合には、お振替額をお出しください。なお、窓口以外でお支払の場合は切り取り取らなさい。

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 8月ご請求分

金額(円)
¥3,866-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
23.8.25
ローソン見城真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

8月分

(1/2) ¥1,933

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場合には、お振替額をお出しください。なお、窓口以外でお支払の場合は切り取り取らなさい。

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年 9月ご請求分

金額(円)
¥3,928-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日 附印
23.9.27
ローソン見城真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

9月分

(1/2) ¥1,964

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(固定電話)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年10月ご請求分
金額(円)
¥4,121-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収書(印)
212135
23.10.31
ローソン支店 真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

10月分

(1/2) ¥2,060

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年11月ご請求分
金額(円)
¥3,961-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収書(印)
212135
23.11.27
ローソン支店 真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

11月分

(1/2) ¥1,980

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
県議会議員島袋大事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2023年12月ご請求分
金額(円)
¥3,907-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収書(印)
212135
24.1.17
ローソン支店 真玉橋店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

12月分

(1/2) ¥1,953

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(固定電話)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、右欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをお願いします。


ご請求先氏名
県議会議員島袋大事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 1月ご請求分
金額(円) ¥4,057-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

1月分

(1/2) ¥2,028

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、右欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをお願いします。


ご請求先氏名
県議会議員島袋大事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 2月ご請求分
金額(円) ¥3,903-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

2月分

(1/2) ¥1,951

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局でお支払いの場合、右欄の枚をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取りをお願いします。

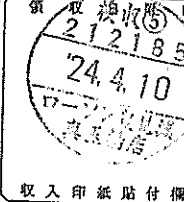
ご請求先氏名
県議会議員島袋大事務所 様

お客様番号
[REDACTED]

2024年 3月ご請求分
金額(円) ¥4,008-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領収日附印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

3月分

(1/2) ¥2,004

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(携帯電話)



〒901-0211
豊見城市字饒波1087-8

島袋 大 様



023093201048387701

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒810 福岡市中央区白金
-0012 1-20-3 紙与薬院ビル

8515A01040001-000155

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分 (1/2)	¥5,391 / 10,783円	2023年 5月 1日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2023年 5月分 (1/2)	¥4,544 / 9,088円	2023年 5月31日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2023年 6月分 (1/2)	¥5,372 / 10,744円	2023年 6月30日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2023年 7月分 (1/2)	¥5,397 / 10,794円	2023年 7月31日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2023年 8月分 (1/2)	¥5,370 / 10,741円	2023年 8月31日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2023年 9月分 (1/2)	¥9,766 / 15,532円	2023年 9月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	¥33,840 / 67,682円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。
- ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
- ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 9月16日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(携帯電話)



〒901-0211
豊見城市字館波1087-8

島袋 大 様



024043201058648426

発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-333-0500
受付時間 9:00~17:00
(土・日・祭日・年末年始を除く)
〒810 福岡市中央区白金
-0012 1-20-3 振与薬院ビル

8515A01040001-000159

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年10月分 (1/2)	¥6,942 / 13,885円	2023年10月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年11月分 (1/2)	¥8,110 / 16,221円	2023年11月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2023年12月分 (1/2)	¥6,933 / 13,866円	2023年12月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 1月分 (1/2)	¥6,936 / 13,872円	2024年 1月10日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 2月分 (1/2)	¥6,936 / 13,872円	2024年 2月 7日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
2024年 3月分 (1/2)	¥6,935 / 13,871円	2024年 3月 8日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	¥42,792 / 85,587円		

- ※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご利用金額なし」と表示されます。
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2024年 4月19日

NTTファイナンス株式会社



〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)


領 収 証

令和 5年 4月 28日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 410 -

有限会社 メイ 

代表取締役 比嘉 

但し 4月分パフォーマンスチャージ料金として

上記の金額正に領収いたしました

4月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 5年 5月 31日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 410 -

有限会社 メイ

代表取締役 比嘉

但し 5月分パフォーマンスチャージ料金として

上記の金額正に領収いたしました

5月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 5年 6月 30日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 410 -

有限会社 メイ

代表取締役 比嘉

但し 6月分パフォーマンスチャージ料金として

上記の金額正に領収いたしました

6月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 5年 7月 31日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイ

代表取締役 比嘉

但し 7月分パフォーマンスチャージ料金として
上記の金額正に領収いたしました

7月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 5年 8月 31日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイ

代表取締役 比嘉

但し 8月分パフォーマンスチャージ料金として
上記の金額正に領収いたしました

8月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 5年 9月 29日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイ

代表取締役 比嘉

但し 9月分パフォーマンスチャージ料金として

上記の金額正に領収いたしました

9月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

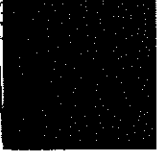
領 収 証

令和 5年 10月 31日


島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 4 1 0 -

有限会社 メイト 

但し 10月分パフォーマンスチャージ料金として

代表取締役 比嘉 

上記の金額正に領収いたしました

10月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 5年 11月 30日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 5,493-

有限会社 メイト

代表取締役 比嘉

但し 11月分パフォーマンスチャージ料金として

上記の金額正に領収いたしました

11月分 (1/2) ¥2,746

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 5年 12月 28日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 410 -

有限会社 メイト

代表取締役 比嘉

但し 12月分パフォーマンスチャージ料金として

上記の金額正に領収いたしました

12月分 (1/2) ￥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 6年 1月 31日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 410 -

有限会社 メイト

代表取締役 比嘉

但し 1月分パフォーマンスチャージ料金として
上記の金額正に領収いたしました

1月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 6年 2月 29日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 3, 410 -

有限会社 メイト

代表取締役 比嘉 剛

但し 2月分パフォーマンスチャージ料金として
上記の金額正に領収いたしました

2月分 (1/2) ¥1,705

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(コピーカウント代)

領 収 証

令和 6年 3月 29日

島袋 ダイ 様

沖縄県豊見城市字高安 906

¥ 4, 805 -

有限会社 メイト

代表取締役 比嘉 岡

但し 3月分パフォーマンスチャージ料金として

上記の金額正に領収いたしました

3月分 (1/2) ¥2,402

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(リコージャパンネット リース代)

05-04-04	200	*10,450	リコーリース (カ)	4月分
05-05-08	200	*10,450	リコーリース (カ)	5月分
05-06-05	200	*10,450	リコーリース (カ)	6月分
05-07-04	200	*10,450	リコーリース (カ)	7月分
05-08-04	200	*10,450	リコーリース (カ)	8月分
05-09-04	200	*10,450	リコーリース (カ)	9月分

月額 10,450 円 (1/2) $5,225 \times 6$ か月 = 31,350

31,350 充当



事務費

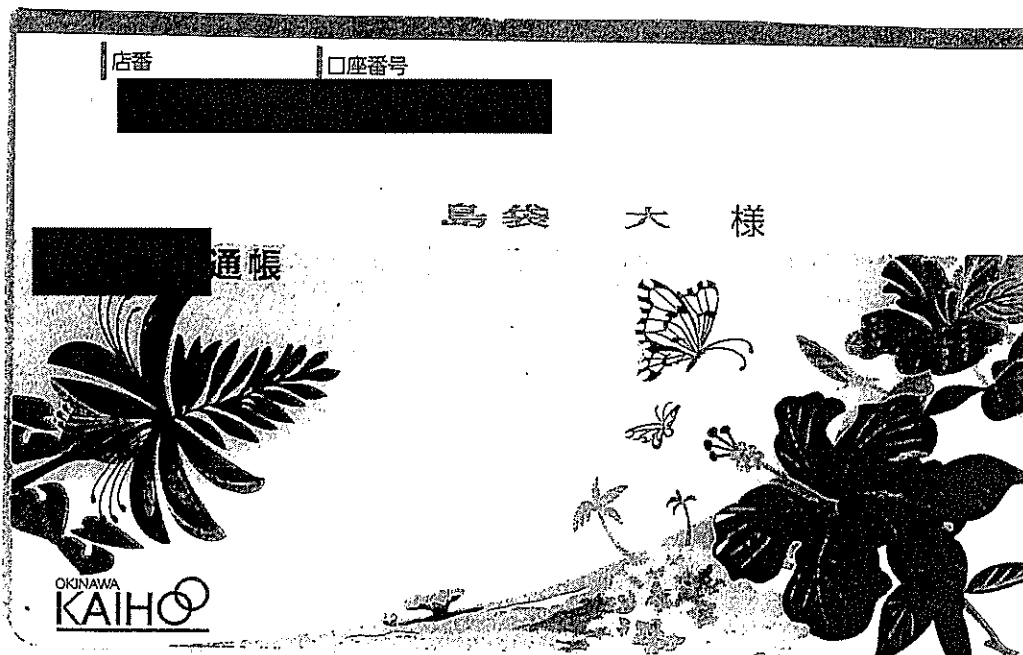
充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(リコージャパンネット リース代)

05-10-04	200	*10,450	リコーリース(カ)	10月
05-11-06	200	*10,450	リコーリース(カ)	11月
05-12-04	200	*10,450	リコーリース(カ)	12月
06-01-04	200	*10,450	リコーリース(カ)	1月
06-02-05	200	*10,450	リコーリース(カ)	2月
06-03-04	200	*10,450	リコーリース(カ)	3月

月額 10,450 円 (1/2) $5,225 \times 6$ か月 = 31,350

31,350 充当



事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(リコージャパンネット プロバイダー代)

05-04-20	200	*1,650(元)	リコージャパンネット(元)	4月分
05-05-22	200	*1,650(元)	リコージャパンネット(元)	5月分
05-06-20	200	*1,650(元)	リコージャパンネット(元)	6月分
05-07-20	200	*1,650(元)	リコージャパンネット(元)	7月分
05-08-21	200	*1,650(元)	リコージャパンネット(元)	8月分
05-09-20	200	*1,650(元)	リコージャパンネット(元)	9月分

月額 1,650 円 (1/2) 825 円 × 6 か月 = 4,950

4,950 充当



事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(リコージャパンネット プロバイダー代)

05-10-20	200	*1,650RL	リコージャパン(カ)	10月
05-11-20	200	*1,650RL	リコージャパン(カ)	11月
05-12-20	200	*1,650RL	リコージャパン(カ)	12月
06-01-22	200	*1,650RL	リコージャパン(カ)	1月
06-02-20	200	*1,650RL	リコージャパン(カ)	2月
06-03-21	200	*1,650RL	リコージャパン(カ)	3月

月額 1,650 円 (1/2) 825 円 × 6 か月 = 4,950


4,950 充当



事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 放送受信料領収証		
島袋 大 様		
お客様番号 [REDACTED]		振替日 令和 5年 4月26日
領収金額(消費税を含みます)	お支払期間	
2,150 円	令和 5年 4月 ~ 令和 5年 5月	
	件数	
	地上契約 1	
取扱金融機関	次回振替予定日	
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 5年 6月26日	
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。		
 日本放送協会		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)		
受信料関係のお問い合わせ	0570-077-077	
転居等のお届け(フリーダイヤル)	0120-151515	
放送番組についてのご照会	098-865-3630	
転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ (24時間いつでも簡単に手続きできます。)		
IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。		
受信料のお支払いありがとうございました。		

4・5月分


(1/2) 2,150 円 ÷ 2 = 1,075

充当額 (1/2) 1,075 円

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 放送受信料領収証		
島袋 大 様 お客様番号 [REDACTED] 振替日 令和 5年 6月26日		
領 収 金 額 (消費税を含みます) 2,150 円	お支払期間 令和 5年 6月 ~ 令和 5年 7月	
	件数 地上契約 1	
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 令和 5年 8月28日	
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会 		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)		
受信料関係のお問い合わせ	0570-077-077	
転居等のお届け(フリーダイヤル)	0120-151515	
放送番組についてのご照会	098-865-3630	
転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ (24時間いつでも簡単に手続きできます。)		
IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。		
受信料のお支払いありがとうございました。		

6・7月分


(1/2) 2,150 円 ÷ 2 = 1,075

充当額 (1/2) 1,075 円

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 放送受信料領収証		
島袋 大 様 お客様番号 [REDACTED] 振替日 令和 5年 8月28日		
領 収 金 額 (消費税を含みます)	お支払期間	
2,150 円	令和 5年 8月 ~ 令和 5年 9月	
	件数	
	地上契約 1	
取扱金融機関	次回振替予定日	
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 5年10月26日	
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会 		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)		
受信料関係のお問い合わせ	0570-077-077	
転居等のお届け(フリーダイヤル)	0120-151515	
放送番組についてのご照会	098-865-3630	
転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ (24時間いつでも簡単に手続きできます。)		
IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。		
受信料のお支払いありがとうございました。		

8・9月分


$$(1/2) 2,150 \text{ 円} \div 2 = 1,075$$

充当額 (1/2) 1,075 円

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 放送受信料領収証		
島袋 大 様 お客様番号 [REDACTED]		振替日: 令和 5年10月26日
領収金額(消費税を含みます) 1,930 円	お支払期間 令和 5年10月 ~ 令和 5年11月	
		件数 地上契約 1
取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 令和 5年12月26日	
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会 		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)		
受信料関係のお問い合わせ	0570-077-077	
転居等のお届け(フリーダイヤル)	0120-151515	
放送番組についてのご照会	098-865-3630	
転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ (24時間いつでも簡単に手続きできます。)		
IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。		
受信料のお支払いありがとうございました。		

10・11月分


$$(1/2) 1,930 \div 2 = 965$$

充当額 965 円

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

(NHK受信料)

NHK 放送受信料領収証		
島袋 大 様		
お客様番号	振替日	令和 5年12月26日
領収金額 (消費税を含みます)	お支払期間	
1,930 円	令和 5年12月 ~ 令和 6年 1月	
	件数	
	地上契約	1
取扱金融機関	次回振替予定日	
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 6年 2月26日	
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。		
日本放送協会 		
お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)		
受信料関係のお問い合わせ	0570-077-077	
転居等のお届け(フリーダイヤル)	0120-151515	
放送番組についてのご照会	098-865-3630	
転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ (24時間いつでも簡単に手続きできます。)		
IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、 050-3786-5003をご利用ください。		
受信料のお支払いありがとうございました。		

12月・1月分

$$(1/2) 1,930 \div 2 = 965$$

充当額 965 円

事務費

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

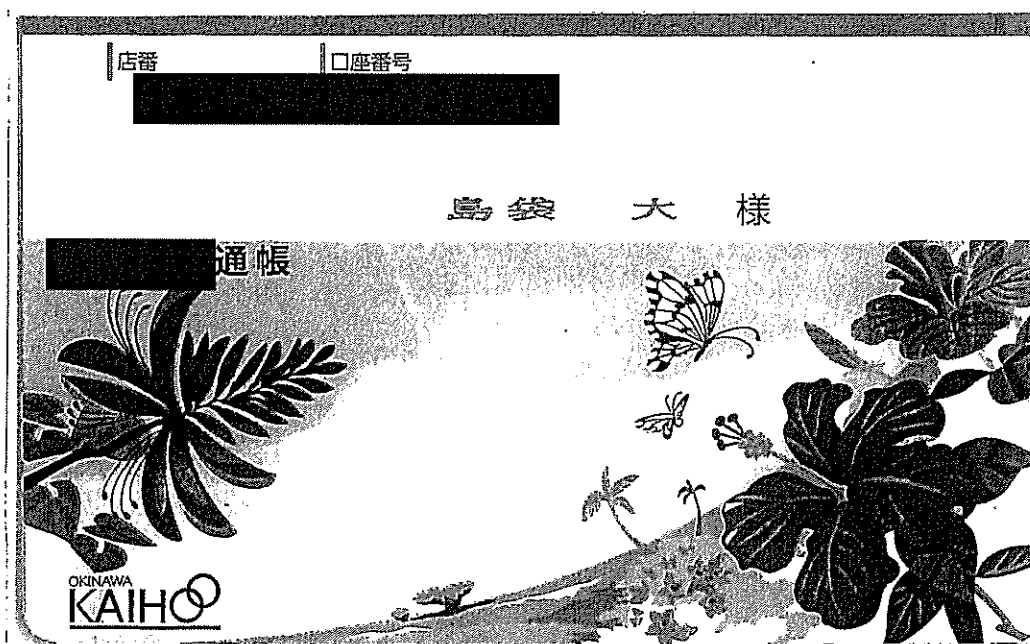
(NHK受信料)

06-02-26 | 200 | *1,930エヌエイチケイ

2・3月分 $1,930 \div 2 = 965$

充当額 965 円

※領収書紛失の為通帳引き落とし切り貼り



統一様式①

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
5/9	給与(4月分)	70,000	全額	70,000
6/5	給与(5月分)	70,000	全額	70,000
7/6	給与(6月分)	70,000	全額	70,000
8/8	給与(7月分)	70,000	全額	70,000
9/5	給与(8月分)	70,000	全額	70,000
10/5	給与(9月分)	70,000	全額	70,000
11/6	給与(10月分)	70,000	全額	70,000
12/5	給与(11月分)	70,000	全額	70,000
1/5	給与(12月分)	70,000	全額	70,000
2/5	給与(1月分)	70,000	全額	70,000
3/5	給与(2月分)	70,000	全額	70,000
4/5	給与(3月分)	70,000	全額	70,000
6/29	労働保険料	10,516	全額	10,516
人件費 充当合計				850,516

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和5年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月9日	70,000		420	69,580		4月分
6月5日	70,000		420	69,580		5月分
7月6日	70,000		420	69,580		6月分
8月8日	70,000		420	69,580		7月分
9月5日	70,000		420	69,580		8月分
10月5日	70,000		420	69,580		9月分
11月6日	70,000		420	69,580		10月分
12月5日	70,000		420	69,580		11月分
1月5日	70,000		420	69,580		12月分
2月5日	70,000		420	69,580		1月分
3月5日	70,000		420	69,580		2月分
4月5日	70,000		420	69,580		3月分
合計	840,000		5,040	834,960		0

令和 5 年度 雇用職員申告票

議員名 島袋 大

被雇用職員名	[REDACTED]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和5年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。”

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

島袋 大



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■■■■■■	生年月日	■■■■■■■■■■
住 所	■■■■■■■■■■	電話番号	■■■■■■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和6年 3月 31日
主な就業場所	豊見城市字根差部 727 エキセルビル 207号
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前10時から 午後4時まで (昼食1時間)
休 日	土・日・祝・毎週水曜日
給与(賃金)	月給 70000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌日5日支払い
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	病休・その他相談に応じる
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

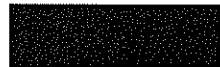
※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年 4月 1日

雇 用 者 氏 名 島袋 大



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

勤務実態申告票

【議員名 島袋 大】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 <p style="text-align: right;">等</p>	20%
	研修に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等） <p style="text-align: right;">等</p>	10%
	広聴広報に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 <p style="text-align: right;">等</p>	20%
	要請陳情等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 <p style="text-align: right;">等</p>	10%
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 <p style="text-align: right;">等</p>	15%
	資料作成に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 <p style="text-align: right;">等</p>	5%
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 <p style="text-align: right;">等</p>	20%
小計			100%
	政務活動以外の活動に係る職務		

令和5年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

島袋 大



被雇用者



6 月				5 月				4 月				欠	件	費
休	17日	●	1日	休	17日	●	1日	●	17日	休	1日			
休	18日	●	2日	●	18日	●	2日	●	18日	休	2日			
●	19日	休	3日	●	19日	休	3日	休	19日	●	3日			
●	20日	休	4日	休	20日	休	4日	●	20日	●	4日			
休	21日	●	5日	休	21日	休	5日	●	21日	休	5日			
●	22日	●	6日	●	22日	休	6日	休	22日	●	6日			
休	23日	休	7日	●	23日	休	7日	休	23日	●	7日			
休	24日	●	8日	休	24日	休	8日	●	24日	休	8日			
休	25日	●	9日	●	25日	●	9日	●	25日	休	9日			
●	26日	休	10日	●	26日	休	10日	休	26日	●	10日			
●	27日	休	11日	休	27日	●	11日	●	27日	●	11日			
休	28日	●	12日	休	28日	●	12日	●	28日	休	12日	氏	名	
●	29日	●	13日	●	29日	休	13日	休	29日	●	13日			
●	30日	休	14日	●	30日	休	14日	休	30日	●	14日			
	31日	休	15日	休	31日	●	15日		31日	休	15日			
		●	16日			●	16日			休	16日			
出勤	16	日		出勤	15	日		出勤	16	日				
欠勤	14	日		欠勤	16	日		欠勤	14	日				
早退		日		早退		日		早退		日				
遅刻		日		遅刻		日		遅刻		日				

9 月				8 月				7 月				No. 人 件 費
休	17	●	1	●	17	●	1	休	17	休	1	
休	18	休	2	●	18	休	2	●	18	休	2	
●	19	休	3	休	19	●	3	休	19	●	3	
休	20	●	4	休	20	●	4	●	20	●	4	
●	21	●	5	●	21	休	5	●	21	休	5	
●	22	休	6	●	22	休	6	休	22	●	6	
休	23	●	7	休	23	●	7	休	23	●	7	
休	24	●	8	●	24	●	8	●	24	休	8	
●	25	休	9	●	25	休	9	●	25	休	9	
●	26	休	10	休	26	●	10	休	26	●	10	
休	27	●	11	休	27	休	11	●	27	●	11	
●	28	●	12	●	28	休	12	●	28	休	12	
●	29	休	13	●	29	休	13	休	29	●	13	
休	30	●	14	休	30	●	14	休	30	●	14	
	31	●	15	休	31	●	15	●	31	休	15	
		休	16			休	16			休	16	
出勤	16	日		出勤	16	日		出勤	16	日		氏 名
欠勤	14	日		欠勤	15	日		欠勤	15	日		
早退		日		早退		日		早退		日		
遅刻		日		遅刻		日		遅刻		日		

人 件 費

12 月				11 月				10 月				No:
休	17日	●	1日	●	17日	休	1日	●	17日	休	1日	
●	18日	休	2日	休	18日	●	2日	休	18日	●	2日	
●	19日	休	3日	休	19日	休	3日	●	19日	●	3日	
休	20日	●	4日	●	20日	休	4日	●	20日	休	4日	
●	21日	●	5日	●	21日	休	5日	休	21日	●	5日	
●	22日	休	6日	休	22日	●	6日	休	22日	休	6日	
休	23日	●	7日	休	23日	●	7日	●	23日	休	7日	
休	24日	●	8日	●	24日	休	8日	●	24日	休	8日	
●	25日	休	9日	休	25日	●	9日	休	25日	休	9日	
●	26日	休	10日	休	26日	●	10日	●	26日	●	10日	
休	27日	●	11日	●	27日	休	11日	●	27日	休	11日	
休	28日	●	12日	●	28日	休	12日	休	28日	●	12日	
休	29日	休	13日	休	29日	●	13日	休	29日	●	13日	
休	30日	●	14日	●	30日	●	14日	休	30日	休	14日	
休	31日	●	15日	/	31日	休	15日	●	31日	休	15日	
		休	16日			●	16日			●	16日	
出勤	15	日		出勤	15	日		出勤	15	日		
欠勤		日		欠勤	15	日		欠勤	16	日		
早退		日		早退		日		早退		日		
遅刻		日		遅刻		日		遅刻		日		
氏 名												

人 件 費

3 月			2 月			1 月			No:			
休	17日	●	1日	休	17日	●	1日	休	17日	休	1日	
●	18日	休	2日	休	18日	●	2日	●	18日	休	2日	
●	19日	休	3日	●	19日	休	3日	●	19日	休	3日	
休	20日	●	4日	●	20日	休	4日	休	20日	●	4日	
●	21日	●	5日	休	21日	●	5日	休	21日	●	5日	
休	22日	休	6日	●	22日	●	6日	●	22日	休	6日	
休	23日	●	7日	休	23日	休	7日	●	23日	休	7日	
休	24日	●	8日	休	24日	●	8日	休	24日	休	8日	
●	25日	休	9日	休	25日	●	9日	●	25日	●	9日	
●	26日	休	10日	●	26日	休	10日	●	26日	休	10日	
休	27日	●	11日	●	27日	休	11日	休	27日	●	11日	
●	28日	●	12日	休	28日	休	12日	休	28日	●	12日	
休	29日	休	13日	●	29日	●	13日	●	29日	休	13日	
休	30日	●	14日	/	30日	休	14日	●	30日	休	14日	
休	31日	●	15日	/	31日	●	15日	休	31日	●	15日	
		休	16日			●	16日			●	16日	
出勤	15	日	出勤	15	日	出勤	15	日				
欠勤	16	日	欠勤	14	日	欠勤	16	日				
早退		日	早退		日	早退		日				
遅刻		日	遅刻		日	遅刻		日				

氏 名

人件費

充当割合：政務活動費のみ全額充当

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収勘定 保険料収入及び
一般提出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※令和 05 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	※CD	※証券受領
47101037492					-000	1	全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号：令和は9) ※徴定年度(元号：令和は9)

5 1

5 1

納付の目的

1. 令和

5 年度 1 期
(全期又は1期)

2. 令和

4 年度 確定

※収納区分

6 2

※認決
区分

※内証券受領

(住所) 〒 901-0205 豊見城市

字根差部

727

エクセルビル207

(氏名) 県議会議員

島袋大事務所

島袋大

殿

EA147B0016462\$3VA147B0008231#

47101037492-000 0008231 E

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内 容	労働 保険料	十 位	千 百	十 万 千 百	十 円
				¥ 15,560	
誤 差	一 般 提出金	十 位	千 百	十 万 千 百	十 円
				¥ 1,600	
納 付 額 (合計額)		十 位	千 百	十 万 千 百	十 円
				¥ 15,556	

あて先

〒 900-0006

那覇市

おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。

領収日付等

出納済
5. 6. 29
沖縄海邦銀行
真玉橋支店
T-1
(納付者渡し)

労働保険 ¥15,556 - 雇用保険 ¥5,040 = 10,516

(事業者負担)

(個人負担)

¥10,516 充当

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業

(一括有期事業を含む)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3号(記入)等にかつての請求事項をよく読みから記入して下さい。OCR操作への記入は上記の「標準字体」でお願ひします。

事業主控 08 E 0008231 EA147B0016461\$ 3VA147B0008231#

年 月 日 人 件 費

あて先 〒 900-0006

那覇市 おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎3階

沖縄労働局 eub8dzbm 労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 修正項目番号 準入力設定コード

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 溢算分類 01 111 9416 93

① 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 4 7 1 0 1 0 3 7 4 9 2 - 0 0 0

② 増加年月日(元号:令和は9) ③ 事業廃止等年月日(元号:令和は9) ④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数

確定保険料算定内訳 算定期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで

概算増加概算保険料算定内訳 算定期間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

⑩ 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑪ 事業主の電話番号(変更のある場合記入)

申告済概算保険料額 12,180

⑮ 申告済概算保険料額 ⑯ 増加概算保険料額 5,627

⑫ 平均又は ⑬ 第2期 ⑭ 第3期

⑰ 事業又は ⑱ 事業主 ⑲ 加入している労働保険

⑳ 期間別確定保険料算定内訳